

食品安全委員会緊急時対応指針の見直し案 1/2

資料3-1

緊急時対応マニュアルの記載箇所と主な内容		改善案・見直し理由	改善の方向性	対応(案)	備考
項目	主な内容				
Ⅲ-5 緊急時対応訓練の実施	(2)委員会は、訓練結果の検証等を行うよう、専門調査会に指示する。	(2)について、今後の委員会の体制等を踏まえた記載とする。	・緊急時対応に係る専門調査会専門委員とする。	文言修正(p5)、関連して(p11)	
Ⅳ-1 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理	(1)緊急事態等の発生に関する情報連絡があった際は、受付者は、必要な情報の聴取及び記録等を行う。 (2)受付者は、情報・緊急時対応課に連絡し、リスク管理機関等への情報連絡を迅速に行う。	【専門委員御意見】 ・Ⅳの1は情報の受理、続くⅣの2は情報の連絡という構成になっているが、Ⅳの1の(2)に記載の「連絡を迅速に行う」やⅣの2の(3)に記載の「報告を行うよう」のように連絡や報告の構成が分かりにくいと思う。	・Ⅳ-1の記載内容を情報の受理だけに整理し、Ⅳ-2の記載内容を情報の連絡だけに整理する。	記載内容の整理(p5)	
Ⅳ-2 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡	(1)迅速に委員会内への情報連絡を行う。 (2)必要と認める場合、食品安全担当大臣等に迅速に報告する。 (3)必要と認める場合、内閣情報調査室に直ちに報告する。	・リスク管理機関等への情報連絡について、連絡の要否を情報・緊急時対応課段階で判断する旨を記載する。	・リスク管理機関等への連絡について、「緊急事態等に該当すると認める場合には」と追記。	文言追加(p5)	
		・消費者安全情報総括官制度において、重要事案を認知した場合は、消費者庁次長に速やかに通報することとされていることから、対応を指針にも記載する。 【専門委員御意見】 ・消費者庁が政府全体の司令塔になったことは理解したが、内閣情報調査室が司令塔になることも想定されており、情報伝達ルートの整理が不明瞭であると思う。	・(3)として、「消費者安全情報総括官である消費者庁次長に速やかに連絡する。」と追記。	文書追加(p6)	
		【専門委員御意見】 ・内閣情報調査室に報告する緊急事態について補足説明を加える必要があると思う。 ・Ⅳの1で受理したものは「食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報」であるにもかかわらず、Ⅳの2の(3)で食中毒等以外の緊急事態の報告が組み込まれており、理解しにくい面があると思う。	・内閣情報調査室への報告については、バイオテロ等国家の緊急事態で内閣官房が司令塔になるようなものを想定しており、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について(平成15年11月21日閣議決定)」に規定の「国民の生命、身体、財産又は国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態」において、報告を行う旨を追記。	文言追加(p6)	
		【専門委員御意見】 ・「迅速に」と記載されているが、(第30回会合における)説明では「直ちに」報告することとされており、整合を図るべきと思う。	「直ちに」、「遅滞なく」、「速やかに」、「迅速に」の早さの順番を考慮して記載の見直しを行うこととし、内閣情報室への報告は、報告が規定されている「緊急事態に対する政府の初動対処体制について(平成15年11月21日閣議決定)」の記載に従って「直ちに」とし、リスク管理機関等や消費者庁次長への報告については、「迅速に(速やかに)」とする。 【考え方】 ○「緊急事態に対する政府の初動対処体制について(平成15年11月21日閣議決定)」には「直ちに報告」することになっており、整合を図る必要がある。 ○早さの順番は、早い方から①「直ちに」(一切の遅れが許されず、違反した場合は違法又は不当の問題を生ずる。)、②「速やかに」=「迅速に」(訓示的な意味合いの場合が多い。)、③「遅滞なく」(合理的な理由があればその遅れは許される、違反した場合は違法又は不当の問題を生ずる。)	文言修正(p5,6)	
Ⅳ-3 第一次参集要員等の対応	(1)夜間休日に緊急事態等が発生し、必要と認める場合は、速やかに第一次参集要員を参集する。 (2)第一次参集要員は、迅速に情報収集、分析、整理、資料作成等を行う。	・迅速に第一報を提供するため、第一次参集要員等の対応として、関連する既存資料の有無を確認することも記載するべき。	・第一次参集要員の対応として、「関連する既存資料の確認」を追記。	文言追加(p7)	

食品安全委員会緊急時対応指針の見直し案 2/2

資料3-1

緊急時対応マニュアルの記載箇所と主な内容		改善案・見直し理由	改善の方向性	対応(案)	備考
項目	主な内容				
V-1緊急時における情報収集等	(1)緊急時における情報収集等(ファクトシート等の作成) (2)現地派遣による情報収集等 (3)調査による情報収集	・対策本部での情報収集等も想定されるため、職員の派遣先として、政府対策本部等も想定すべき。	・職員の派遣先に、「政府対策本部等」も追記。	文言追加(p8)	
		【専門委員御意見】 ・「派遣された委員又は専門委員は、現地の関係者等に対し、必要に応じ、適宜、科学的知見に基づく助言等を行うこととする」とあるが、現場で実際に行われた助言等について、関係者間で共有する、あるいは、どなたかに報告して、その情報に基づいて次のステップに進むと思う。どのように想定しているか。	次のとおり想定しており、想定している内容について汎用性を持たせたかたちで記載する(「助言内容については、現地の関係者及び委員会において、情報の共有化を図る」)。 <想定> ①現地派遣の途中、あるいは戻ってから、本部に報告いただく。→②本部でその内容を整理して関係者間の共有を図る。→③発言や指導の内容は、蓄積すれば今後の緊急時に役立つことから、必要に応じてマニュアルに反映、あるいはファクトシート等に活用。	文言追加(p9)	
		・情報収集時に、必要に応じて食品安全確保総合調査を活用する旨を記載する。	・「必要な食品安全確保総合調査の設定に係る手続きに着手する」と記載。	文言追加(p9)	
V-2緊急時における情報提供及びリスクコミュニケーション	(4)必要に応じて、リスク管理機関や地方公共団体、関係試験研究機関等に収集した情報を提供する。	・諸外国への情報提供について、翻訳等の適切な対応をとる旨を記載する。	・「諸外国のリスク評価等に影響すると考えられる案件については、概要の翻訳を行う等、適切な情報発信に努める」と記載。	文言追加(p10)	
V-3食品健康影響評価等	(1)緊急事態等の発生に際し、食品健康影響評価を行うとともに、適切に公表する。なお、評価を行う際は、関係する専門調査会を速やかに開催する。	・緊急的な評価が求められる場合に、委員会単独でのとりまとめも想定される。	・「必要に応じて」関係する専門調査会等を開催すると記載。	文言追加(p10)	
VI-2事後検証及び指針の改定	(2)消費者庁による緊急対策本部の設置や関係府省庁連絡会議が開催された場合は、緊急時対応の検証を行う。	・緊急時対応の検証を行う事態として、政府による対策本部の設置も加えるべき。	・内閣官房による対策本部についても追加。	文言追加(p11)	
別添資料	第一次参集要員、リスク管理機関等一覧、緊急時連絡ルート、対応チェックリスト	・緊急時連絡ルート等を、実際に合わせて見直すべき。	・実際に合わせて修正。	別添資料	